

令和2年2月14日
記者発表資料

有料老人ホームに対する改善命令について

有料老人ホーム「シルバーハウス風の里」に対して実施した老人福祉法に基づく立入検査等の結果、次のとおり当該有料老人ホームに対し改善を命ずることとし、本日、事業者へ通知（指令書を交付）しました。

1 有料老人ホーム名

シルバーハウス風の里

設置者 有限会社マルタケ 代表取締役 竹内 義徳

所在地 神奈川県足柄上郡松田町松田惣領 1217 番地

届出日 平成23年8月15日

2 不利益処分(改善命令)の年月日

令和2年2月14日(金)

3 不利益処分(改善命令)の理由

令和元年11月11日付けで県が通知した文書指摘事項について、令和2年1月14日を最終期限として改善報告書等の提出を求めたが、次の事項が改善できておらず、老人福祉法第29条第13項による「その他入居者の保護のため必要があると認めるとき」に該当するため。

改善ができていないことが確認された事項

(1) 職員の配置、研修について

- 入居者の健康の保持及び生活の安定のために必要な職員数が配置されておらず、職員のために必要な研修の実施が不十分な状態である。

(2) 施設の管理・運営について

- 非常災害訓練の未実施、大規模災害等発生時に備えた水・食料、その他の備えを保管しておらず、電気、ガス等のライフラインが寸断された場合に備えた点検も未実施である。
- 入居者からの苦情を解決する手段を講じておらず、事故発生時の原因分析、再発防止の取組についても不十分である。
- 運営懇談会で行われるべき内容について、入居者への説明、意見照会が行われて

いない。

(3) サービス等について

- ・ 入居者に食事サービスを適切に提供できる体制を整備していない。
- ・ 入居者の健康状態の把握や健康保持のための適切な措置を講じていない。
- ・ 金銭管理規程に基づく管理ができていない。
- ・ 高齢者の虐待防止のための適切な措置を講じていない。
- ・ 身体的拘束等の適正化の取組みについて適切な措置を講じていない。

以上(1)から(3)の事項について、改善できていないため、「その他入居者の保護のため必要があると認めるとき」に該当する。

4 改善を命じた事項の報告期限

令和2年3月31日(火)

<参考> 「老人福祉法」(昭和38年法律第133号) (抜粋)

第29条第13項(改善命令) 都道府県知事は有料老人ホームの設置者が第4項から第9項までの規定に違反したと認めるとき、入居者の処遇に関し不当な行為をし、又はその運営に関し入居者の利益を害する行為をしたと認めるとき、その他入居者の保護のため必要があると認めるときは、当該設置者に対して、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

問合せ先

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部高齢福祉課
介護サービス担当課長 高橋 電話 045-210-4801
監査グループ 佐久間 電話 045-285-0237